

答申第166号
令和2年10月8日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年10月1日付け佐市資産第842号により諮問がありました「佐賀市滞納管理システムによる電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。